

# 4月からの国民年金

☎国保年金課

☎43-9079

八戸年金事務所 ☎44-1742(案内5)

## 〈4月から国民年金保険料が変わります〉

平成30年度 国民年金保険料 **16,340円**

29年度より150円減

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます!

### 便利!

金融機関などに行く  
手間が省けるうえ、  
納め忘れもなし!

### お得1

月々50円割引される  
早割制度!

### お得2

6か月前納・1年前納・  
2年前納は、現金納付  
よりも割引額が多い!



クレジットカード  
払いによる割引制度も  
あるよ!

※平成30年度の口座振替での1年前納・2年前納の新規受付は、2月末日で終了しました。

## 〈保険料を納めることが困難な学生(20歳以上)の皆さんへ〉

所得が少なく保険料を納めることが困難な学生には、「学生納付特例」制度があります。  
本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

平成30年度申請受付 **4/2日**~

大学、大学院、短大、高校、高等専門学校、  
専修学校および各種学校などの在学学生

### (もらえる年金額はどうなるの?)

- ①老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます(年金額には反映されません)。
- ②万一、障害・遺族基礎年金を受けとるときにも、受給資格期間に算入されます。
- ③納付特例期間から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

### (申請方法は?)

**【2月下旬までに学生納付特例の承認を受けた人のうち、4月以降も引き続き在学予定である人】**

4月上旬頃に学生納付特例継続申請はがきが送付されますので、必要事項を記入して返送してください。

**【初めて学生納付特例を申請する人、または在学する学校が変更になった人】**

- 申請方法 窓口で申請をしてください。※郵送での申請もできます。申請用紙は、八戸年金事務所、市庁国保年金課に電話で請求するほか、日本年金機構のホームページからダウンロード可(日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp>)
- 提出先 市庁本館1階国保年金課⑦番窓口、南郷事務所、各市民サービスセンター、八戸年金事務所
- 持ち物 マイナンバー確認書類または年金手帳、はんこ、学生証の写しまたは在学証明書(30年度発行のもの) ※代理人が申請する場合は、上記のほかに次の物も必要です。住所が異なる人は委任状。同じ住所の人は運転免許証、健康保険証など代理人の住所が確認できるもの
- 注意 八戸年金事務所では本人以外が申請する場合は、同居・別居に関わらず委任状が必要です。

申請月から2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからないときは、在学期間がわかる在学証明書等が必要です。